

事 務 連 絡

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

外 部 評 価 制 度 担 当 課

各都道府県

御中

介護サービス情報の公表制度担当課

厚 生 労 働 省 老 健 局 計 画 課

厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室

厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る
介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の円滑な実施に当たっての
留意事項について

高齢者の保健福祉行政の推進に当たっては、日頃より多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）（以下「外部評価対象サービス」という。）については、平成 2 1 年度から介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の対象サービスとして追加されることについて、平成 2 1 年 3 月 2 7 日「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布されるとともに、「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について」により通知され、また、外部評価制度については、情報公表制度との整合性の確保、外部評価対象サービスの事業者（以下「事業者」という。）の負担軽減

等の観点から改正することとし、平成21年3月 日付計画課長通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」の一部改正について」により通知されたところです。

これらを踏まえ、今般、両制度の円滑な実施に当たっての留意事項について以下のとおり連絡するので、各都道府県の実情に応じて適切な実施をお願いします。

1 両制度の趣旨・目的等の周知徹底について

情報公表制度は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要な介護サービス情報の公表を行うものであり、当該介護サービス情報のうち調査情報については、都道府県知事又は都道府県知事が指定する指定調査機関が事業所を訪問して調査が行われます。

また、外部評価制度は、事業者が行うサービスの水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導する自己評価について、第三者による外部評価を受け、自己評価結果と外部評価結果の異同を考察し、外部評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことにより、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものであり、外部評価の過程においては、都道府県が選定する評価機関が事業所を訪問して評価調査が行われます。

このように、両制度の趣旨・目的は異なるので、事業所の調査及び評価調査（以下「両制度の調査」という。）についても、それぞれ適切に実施する必要があります。

都道府県においては、両制度の趣旨・目的、両制度の調査等について、事業者に対する普及啓発について積極的な取り組みをお願いします。また、公表された両制度の調査の結果等の情報を利用する利用者に対しても、両制度の趣旨・目的、情報の内容等の普及啓発について積極的な取り組みをお願いします。

2 外部評価制度の情報提供票の廃止について

外部評価制度の情報提供票については、情報公表制度の基本情報項目（以下「基本情報」という。）を活用することとして廃止します。

このため、外部評価の実施時期において基本情報が公表されている場合は当該基本

情報を活用することとし、新規指定の事業所や平成21年度において基本情報の公表前である場合は、情報公表制度担当部局と連携して、既に報告されている基本情報の提供を受けることや、事前に事業者から報告を受ける等適宜の工夫をお願いします。

なお、利用者等が、外部評価結果と併せて基本情報を参照できるようにするため、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報システム(WAM NET)」において公表する自己評価及び外部評価結果から、情報公表制度の公表を行うホームページへのリンクを行う仕組みとしたので了知願います。

3 外部評価制度の自己評価項目及び外部評価項目の見直しについて

外部評価制度の自己評価項目及び外部評価項目については、情報公表制度との整合性の確保（重複の排除等）、事業者の負担軽減等の観点から、利用者の選択に資する情報であって客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については情報公表制度の項目とし、サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等については外部評価制度の項目とすることとして、自己評価項目については87項目を55項目に、外部評価項目については30項目を20項目に縮減します。

4 両制度の調査の実施方法の工夫について

外部評価制度の外部評価項目等の縮減を踏まえると、事業者の調査負担の軽減を図る観点から両制度の調査を同一日に実施することが考えられるので、各都道府県においては、各都道府県内の情報公表制度の調査機関及び外部評価制度の評価機関の状況等を勘案して、両制度が円滑に行われるよう検討し、状況に応じて工夫をお願いします。この場合、両制度の調査を同一日に実施する場合の情報公表制度の調査事務に関する計画（以下「調査計画」という。）の策定に当たっては、外部評価対象サービスに係る計画に限り、例えば、①事前に情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関とが同一となるような調査計画策定前の調整を行う、②調査計画の策定後に、事業者が希望する外部評価制度の評価機関と同一の情報公表制度の調査機関とする旨の計画変更を行うといった工夫が考えられます。

なお、当該同一日調査の実施例について、「サービス評価を活かした小規模多機能型居宅介護並びにグループホームの質確保のあり方と方策に関する総合研究」（平成20年度老人保健健康増進等事業）の報告書に例示されています。当該報告書については、

当該研究事業の実施主体より別途送付されるので、念のため申し添えます。

5 手数料の縮減等について

外部評価制度の外部評価項目の縮減や両制度の調査を同一日に実施する場合には、調査員の訪問に要する旅費や人件費を縮減することが可能と考えられますので、都道府県が定める評価項目や同一日調査の実施状況等に応じて、今後の情報公表制度の手数料の検討や、外部評価制度の評価機関に対する助言等をお願いします。